

令和3年度裾野市農業委員会8月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後1時30分から午後1時50分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美			富岡	眞田 孝三
		9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	庄司 健一	6	杉山 邦利	東	市野 哲也		
---	-------	---	-------	---	-------	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 横山英哉 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 勝又友揮 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

4	勝又 和一	7	鈴木 知華
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (3) 議第14号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
 (4) 議第15号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (5) 議第16号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和3年度裾野市農業委員会8月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、4番 勝又和一委員、7番 鈴木知華委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1、2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1、2

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第10号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいを思います。

次に、報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について番号1

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいを思います。

次に、議第14号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第14号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、御宿新田公民館から南に約140メートルのところに位置します。申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計1,267㎡で、地目は登記簿が畑・現況が休耕地です。

申請地は、令和元年9月に渡人が相続により取得しましたが、耕作することなく休耕地の状態となっています。

渡人は、会社勤めをしており、農地の管理が困難であることから、近所に住む農業者である受人に相談したところ、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は、受人夫婦と母の3人で行いますが、それぞれ十分な農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も十分所有しており、申請地取得後は、花卉苗木を栽培する計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、約25,500㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、車で2分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、花卉苗木の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第14号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第14号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第15号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第15号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は御宿新田公民館から南に約140メートルの場所に位置します。
現況は休耕地になっています。
渡し人は令和元年9月に相続により申請地を取得していますが、会社勤めをしており、管理ができておらず、休耕地の状態になっていました。
譲り受け人は申請地に隣接する西側に居住しています。
敷地が旗竿地の形状になっており、申請地の脇を通過して市道との行き来をしていますが、不便に感じていたところ、進入路の幅員について譲り渡し人との間で話がまとまったことから今回の申請に至ったものです。
農地区分は、第2種農地に該当しますが、他の土地では今回の申請に係る転用目的を達成することができませんので、立地基準は満たしていると考えられます。
転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正です。都市計画法など他法令との調整も特に必要ないことから、一般基準を満たしていると考えられます。
西側、北側は宅地に、東側は公衆用道路に、南側は農地に接しています。
幅員する進入路と南側農地との境には見切りが設置される計画のため、農地への影響はないかと思えます。
ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今の議第15号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第15号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第16号 非農地証明願の裁定について 番号1、2は関連がありますので、一括して審議します。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第16号 非農地証明願の裁定について 番号1、2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きますて、地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、深良中学校の約300メートル北西に位置します。
願出地の現況は、山林となっています。面積は2筆合計241㎡です。
願出人①は平成27年に相続、願出人②は平成12年に相続により、それぞれ願出地を取得しましたが、すでに昭和40年ごろに植林されておりました。植林されてから50年以上経過しており、今後も山林としての維持管理が認められることから基準を満たしていると考えられます。
願出地の北・南側は願出地と一体の山林であり、東・西側は道路となっております。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の、議第16号 番号1、2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第16号 番号1、2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和3年度裾野市農業委員会8月総会を閉会します。

令和3年8月10日 (会議録署名人)

4番署名人 勝又和一

7番署名人 鈴木知華